

②退職(一括徴収)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿	(特別徴収義務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号
令和 年 月 日提出	氏名	氏名又は名称	多賀城あやめ株式会社
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	

※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号	86123456
宛 名 番 号	12345678
給与所得者の 個 人 番 号	
連絡者の係、 氏名並びに 電 話 番 号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)

決定通知書（特別徴収義務者用）に記載された番号

※市町村によって異なります

給 氏 名	フリガナ タガジョウ タロウ 氏 名 多賀城 太郎 (新姓)	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の 徴収方法
生年月日	S 45 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)	284,000 円	6 月分 から 10 月分 まで	165,900 円	〇〇 年 10 月 17 日	1. 退職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から 全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人 が納入する)
旧 住 所	多賀城市八幡9丁目1番1号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)						
現 住 所	同上						

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	
フリガナ			受 給 者 番 号	
名称又は氏名			連絡者の係、 氏名並びに 電 話 番 号	
個人番号又は法人番号			(電話番号 - -)	

すでに納入が済んでいる金額をご記入下さい。

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため(月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)	給与または退職手当等の 支払予定年月日	一括徴収した額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 11 月分(12 月 10 日納期限分)で 納入します。
		〇〇 年 11 月 20 日	165,900 円	

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため 2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため 死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。 相続人代表の 住所: 氏名:
----	---

注意 !
一括徴収した税額の納付月を必ず記載してください。
1月以降に退職等があった場合は、原則一括徴収してください。

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

- ◆ 納税義務者の退職等(死亡退職を除く)により特別徴収を行うことができなくなった場合で、その事由の発生が令和7年6月1日から同年12月31日までである場合は、納税義務者の申出(希望)により、未徴収分の月割額を一括徴収することができます。納税義務者の便宜を図る意味合いからも、納税義務者に対し一括徴収を推奨してください。
- ◆ 当該事由の発生が令和8年1月1日から同年4月30日であるときには、一括徴収すべき特別徴収税額が、支払われる給与又は退職手当等を上回ることはない限り、本人からの申出に基づくことなく、未徴収分の月割額を一括徴収してください。
- ◆ 退職予定の従業員が国外に転出予定である場合は、一括徴収を推奨してください。